

議案第 9 号

令和 4 年度

佐倉市下水道事業会計予算書

令和4年度 佐倉市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度佐倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 排水区域内人口 | 159,203 人 |
| (2) 年間総処理水量 | 20,142,500 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 55,185 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| 拡張工事 | 195,579 千円 |
| 改良工事 | 294,771 千円 |
| ポンプ場等改良工事 | 20,000 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | |
|-------------|--------------|
| 収 入 | |
| 第1款 下水道事業収益 | 4,136,496 千円 |
| 第1項 営業収益 | 2,807,372 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,249,124 千円 |
| 第3項 特別利益 | 80,000 千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 下水道事業費用 | 3,648,660 千円 |
| 第1項 営業費用 | 3,486,506 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 137,154 千円 |
| 第3項 特別損失 | 5,000 千円 |
| 第4項 予備費 | 20,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額881,321千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

| | |
|--------------|--------------|
| 収 入 | |
| 第1款 資本的収入 | 497,680 千円 |
| 第1項 企業債 | 342,400 千円 |
| 第2項 出資金 | 32,410 千円 |
| 第3項 国県支出金 | 98,000 千円 |
| 第4項 負担金 | 23,870 千円 |
| 第5項 その他資本的収入 | 1,000 千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 1,379,001 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 1,087,323 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 271,678 千円 |
| 第3項 予備費 | 20,000 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|----------------------|----------------|--------|
| 令和5年度汚水人孔ポンプ清掃点検業務委託 | 令和4年度から令和5年度まで | 18,986 |
| 千成二丁目地先取付管改修工事 | 令和4年度から令和5年度まで | 49,761 |
| 千成二丁目・三丁目地先取付管改修工事 | 令和4年度から令和5年度まで | 74,537 |
| 中志津六丁目地先取付管改修工事 | 令和4年度から令和5年度まで | 66,404 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-------------|-----------|--------------------|--------------|---|
| 公共下水道事業債 | 220,500千円 | 普通貸借 又は 証券発行 | 年5.0% 以 内 | 借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。 |
| 印旛沼流域下水道事業債 | 121,900千円 | | | |
| 合 計 | 342,400千円 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 228,255 千円 |
| (2) 交際費 | 100 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,055千円と定める。

令和4年2月21日提出

佐倉市長 西田 三十五